

函館市監査公表第13号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年9月26日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 福 管
令和6年(2024年)9月5日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他（行政監査）		
監査等実施期間	令和5年8月31日～令和6年3月25日	提出日	令和6年5月8日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
区 分	勧告事項 ・ 指摘事項 ・ 意見		
ウ 車両保険について			
<p>函館市庁用車両管理要綱では、対人賠償が無制限、対物賠償が1,000万円以上、車両保険が車両評価額以上の自動車保険に加入することと規定されている。</p> <p>保健福祉部はこだて療育・自立支援センターの送迎車両を対象に加入している自動車保険については、車両の補償が無かったため、函館市庁用車両管理要綱の規定に基づき、車両保険に加入されたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>当該車両の自動車保険につきましては、令和6年4月1日付契約から、函館市庁用車両管理要綱の規定に基づいた車両補償を追加したところであります。</p>			

函 福 管
令和 6 年(2024 年) 9 月 5 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 大 泉 潤

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 14 項の規定により、
次のとおり通知します。

部 局 名	保健福祉部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・ その他(行政監査)		
監査等実施期間	令和 5 年 8 月 31 日～令和 6 年 3 月 25 日	提出日	令和 6 年 5 月 8 日
監 査 項 目 等	市が加入する各種保険について		
区 分	意見		
オ 指定管理者に加入を義務付けている保険について			
<p>保健福祉部および子ども未来部においては、函館市総合福祉センター(センター内に児童センターを置く)と児童館(函館市富岡児童館・函館市昭和児童館・函館市神山児童館)の指定管理者に対し、一般財団法人児童健全育成推進財団の児童安全共済制度への加入を義務付けているが、その加入状況について確認していなかった。</p> <p>当該制度については、保険料を指定管理の管理委託料に含み、特に加入を義務付けているものであるため、適切な履行確認のうえからも、加入状況について確認されるよう改められたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方			
<p>一般財団法人児童健全育成推進財団の児童安全共済制度への加入につきましては、指定管理者に義務付けているものでありますので、今後、毎年の契約更新時に、保険証書の提出により加入を確認してまいります。</p>			